

新型コロナウイルス感染拡大防止対策における
工事成績評定の取り扱いについて（通知）

福岡市では、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、受発注者間の接触機会の低減を図るため、令和 2 年 5 月 12 日付 財検第 65 号「新型コロナウイルス感染拡大防止対策における工事成績評定の取り扱いについて（通知）」において、情報共有システム（ASP）を活用した場合の工事成績評定における加点の取り扱いを通知し、評価する期間を当面の間としておりましたが、令和 5 年 5 月 8 日に新型コロナウイルス感染症が、5 類感染症に位置づけられることに伴い当該通知を廃止し、下記のとおり取り扱うこととしますのでお知らせいたします。

記

1. 評価する対策

情報共有システム（ASP）の活用を行った工事

（ただし、契約時に情報共有システムの利用を必須とした工事を除く）

2. 評価方法

「情報共有システム活用要領」に基づいて実施し、実施が達成された場合「創意工夫 - その他」において、1.0 点加点する。

3. 対象工事

令和 5 年 5 月 7 日までに契約された工事

【問い合わせ先】

福岡市財政局技術監理部検査課
土木検査第 1 係 西岡, 九十九
TEL : (092) 711-4191